



熊本県公報

第13498号
令和8年(2026年)
1月6日(火)
(毎週火・金発行)

目 次

告 示

○熊本県税口座振替手数料交付要領を廃止する要領	(税務課)	1
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止	(社会福祉課)	1
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の辞退	(〃)	2
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の休止	(〃)	2
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の変更	(〃)	2
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定	(〃)	3
○地方卸売市場の認定事項の変更に係る認定	(流通アグリビジネス課)	4
○熊本県電子入札共同利用システム構築及び運用保守業務に係る総合評価一般競争入札の参加資格等	(監理課)	4
○熊本県議会臨時会の招集	(財政課)	5
○道路の供用開始	(道路保全課)	5
○熊本県次期序内情報基盤システムの導入及び設定業務に係る総合評価一般競争入札の参加資格等	(システム改革課)	5
公 告		
○道路の位置の指定	(建築課)	6
○熊本都市計画下水道の変更(嘉島町決定)	(都市計画課)	6
○熊本県電子入札共同利用システム構築及び運用保守業務に係る総合評価一般競争入札の実施	(監理課)	6
○熊本県土木積算システム構築及び運用保守業務委託に係る一般競争入札による落札者の決定	(土木技術管理課)	9
○熊本県次期序内情報基盤システムの導入及び設定業務に係る総合評価一般競争入札の実施	(システム改革課)	10
登 載 依 頼		
○令和7年度(2025年度)熊本県文化振興審議会の開催	(文化振興審議会)	13

告 示

熊本県告示第1号

熊本県税口座振替手数料交付要領を廃止する要領を次のように定める。

令和8年1月6日

熊本県知事 木村 敬

熊本県税口座振替手数料交付要領を廃止する要領

熊本県税口座振替手数料交付要領(平成22年熊本県告示第221号)は、廃止する。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

熊本県告示第2号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和8年(2026年)1月6日

熊本県知事 木村 敬

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
木屋内科医院	八代市通町5-13	令和6年(2024年)7月10日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
中川歯科医院	八代市横手新町7-1	令和7年(2025年)9月30日
ペエ歯科クリニック	菊池市泗水町豊水3359番1	令和7年(2025年)9月23日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
たいめい薬局	玉名市岱明町鍋827-1	令和7年(2025年)9月30日
さつき薬局嘉島店	上益城郡嘉島町大字北甘木2027-2	令和7年(2025年)9月30日

熊本県告示第3号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から指定の辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和8年(2026年)1月6日

熊本県知事 木村 敬

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
訪問看護ステーション 和音	八代市出町4号18番地	令和7年(2025年) 9月30日

熊本県告示第4号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和8年(2026年)1月6日

熊本県知事 木村 敬

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
尾上医院	天草市大浜町8-10	令和7年(2025年) 9月13日

熊本県告示第5号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和8年(2026年)1月6日

熊本県知事 木村 敬

(医科)

医療機関の名称 及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
みみ・はな・の ど・こばクリニック 菊池市大琳寺24	名称 木庭耳鼻咽喉科医 院		令和7年(202 5年)10月31 日
みみ・はな・の ど・こばクリニック	みみ・はな・のど・ こばクリニック		

1-17

(歯科)

医療機関の名称 及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
永田歯科口腔外科 クリニック 菊池郡大津町室5 39番地12		名 称	令和7年(2025年)10月1日
永田歯科医院	永田歯科口腔外科クリニック		

(薬局)

医療機関の名称 及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
ユニスマイル薬局 小国店 阿蘇郡小国町宮原 1748-5		名 称	令和7年(2025年)10月1日
ファーロス薬局 ゆう	ユニスマイル薬局 小国店		
ユニスマイル薬局 多良木いちご店 球磨郡多良木町多 良木4247-1	ファーロス薬局 多良木いちご	ユニスマイル薬局 多良木いちご店	令和7年(2025年)10月1日

医療機関の名称 及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
新生堂薬局 益城 木山店 上益城郡益城町大 字木山字居屋敷3 41-8		所 在 地	令和7年(2025年)9月22日
上益城郡益城町大 字木山357	上益城郡益城町大字 木山字居屋敷341 -8		

(訪問看護)

医療機関の名称 及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
訪問看護ステーション mon t もん 八代市麦島西町8 -11		所 在 地	令和7年(2025年)9月1日
八代市鏡町鏡村1 103-1	八代市麦島西町8- 11		

熊本県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年(2026年)1月6日

熊本県知事 木 村 敬

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
天草ナーシングホーム 診療所	天草市本渡町広瀬1347番 地	令和7年(2025年)1 2月1日
なかがわ整形	菊池郡菊陽町花立三丁目14 番10号	令和7年(2025年)1 1月4日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
中川歯科医院	八代市横手新町7-1	令和7年(2025年)1

ペエ歯科クリニック	菊池市泗水町豊水3205番地	0月1日 令和7年(2025年)9月24日
-----------	----------------	--------------------------

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
たいめい薬局	玉名市岱明町鍋827-1	令和7年(2025年)1月1日
まつした大手町薬局	八代市大手町一丁目8番10号	令和7年(2025年)1月21日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションまほろば	合志市須屋1921-2	令和7年(2025年)1月1日
訪問看護ステーションfeel heart	菊池郡菊陽町光の森4-12-3	令和7年(2025年)1月1日
訪問看護ステーションSUMUTO CODE	上益城郡山都町城平340番地1	令和7年(2025年)1月21日

熊本県告示第7号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第14条において準用する同法第6条第1項の規定により地方卸売市場の業務規程の変更に係る認定をしたので、同法第13条第6項の規定により公示する。

令和8年(2026年)1月6日

熊本県知事 木村 敬

開設者の名称 株式会社山田青果卸売市場

開設者の住所 熊本市北区植木町滴水88番地

市場の名称 地方卸売市場 株式会社山田青果卸売市場

市場の位置 熊本市北区植木町滴水88番地

取扱品目 野菜類、果実類、花き類及びその他(加工品等)

変更認定年月日 令和7年(2025年)12月22日

熊本県告示第8号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年(2026年)1月6日

熊本県知事 木村 敬

1 競争入札に付する事項

熊本県電子入札共同利用システム構築及び運用保守業務

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)1月15日(木)午後5時までとする。

ただし、受付期間終了後も入札日時まで隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、次の事件を付議するため、令和8年(2026年)1月15日に熊本県議会の臨時会を、熊本市に招集する。

令和8年(2026年)1月6日

熊本県知事 木村 敬

1 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第10号)

2 令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第4号)

3 令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第4号)

4 専決処分の報告について

熊本県告示第10号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年(2026年)1月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)1月6日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	部田見木 葉線	玉名郡玉東町大字木葉字土生野原 693番6地先から 同所 696番3地先まで	94.4	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和8年(2026年)1月7日

熊本県告示第11号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年(2026年)1月6日

熊本県知事 木村 敬

1 競争入札に付する事項

熊本県次期庁内情報基盤システムの導入及び設定業務

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和8年(2026年)1月26日(月)午後5時までとする。
ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

公 告

熊本県公告第1号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和8年(2026年)1月6日

熊本県知事 木村 敬

- 1 築造者の住所 熊本市中央区南熊本三丁目11番5号
2 築造者の氏名 株式会社ユーナン開発
3 道路の位置 玉名市岱明町野口字北尾崎141番4、同141番8、同145番4及び同145番7並びに里道の一部
4 道路の幅員 6.00メートル
5 道路の延長 70.38メートル
6 指定年月日 令和7年(2025年)12月15日
7 指定番号 熊本県指令北景建第212号

熊本県公告第2号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により嘉島町から熊本都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年(2026年)1月6日

熊本県知事 木村 敬

熊本県公告第3号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月6日

熊本県知事 木村 敬

- 1 競争入札に付する事項
(1) 業務の種類
熊本県電子入札共同利用システム構築及び運用保守業務
(2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県土木部監理課建設業班(熊本県庁行政棟本館11階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2485
ファックス番号 096-381-5404
(3) 業務の内容
熊本県電子入札共同利用システム構築及び運用保守業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
(4) 委託期間
令和8年(2026年)4月1日から令和14年(2032年)9月30日まで
(5) 履行場所
熊本県が指定する場所
(6) 入札方法
総合評価一般競争入札による。
(7) 入札方式
この入札は、紙入札案件である。

(8) 入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

(11) 低入札価格調査の設定

この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

イ 公告の日から令和8年（2026年）1月15日（木）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

エ 熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 仕様書の内容を満たしていること。

(5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 仕様書を満たすことを証する書類及び添付書類

(2) 提出方法

（1）ア及びイに掲げる書類を書面で、（3）の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年（2026年）1月26日（月）午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）1月26日（月）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日

から令和8年(2026年)2月16日(月)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 日時 令和8年(2026年)2月17日(火)午前10時
イ 場所 1(2)の入札・契約担当部局
ウ 入札書及び技術提案書の提出方法

入札書(代理人が入札するときは、入札書及び委任状)及び技術提案書をアの日時にイの場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和8年(2026年)2月16日(月)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの方が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)アの日時に(3)イの場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者がいない場合は、再入札を行うものとする。

なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のア及びイのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(3)の入札期間内とする。

1(2)の入札・契約担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(9) 入札保証金

免除する。

5 落札者の決定方法

(1) 落札者決定基準

落札者の決定に当たっては、入札説明書で定めるところにより、入札金額に係る評価点(以下「価格点」という。)と技術提案書に記載された提案内容に係る評価点(以下「技術点」という。)の合計点(以下「総合評価点」という。)により評価する。

(2) 落札者の決定方法

ア 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内の入札金額による有効な入札書を提出した者にあっては、総合評価のための技術提案書について評価を行う。

イ (1)で評価した価格点及び技術点の合計である総合評価点が最も高い者を落札者とする。ただし、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、総合評価点が最も高い者であっても落札者とならない場合がある。

ウ 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とする。なお、技術点の最も高い者も2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない熊本県の職員にくじを引かせるものとする。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1(2) の入札・契約担当部局

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の内容全般（業務内容、仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県土木部監理課建設業班

電話番号 096-333-2485

ファックス番号 096-381-5404

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

9 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Construction and operation maintenance work of the Kumamoto Prefecture Electronic Bidding Joint Utilization System

(2) Date and Place for tender

Date: 10:00 a.m. February 17, 2026

Place: Kumamoto Prefectural Government, Civil Engineering Department, Management Division
(11th Floor of the Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Government, Civil Engineering Department, Management Division, Construction Industry Section

Kumamoto Prefectural Government

(11th Floor of the Main Building)

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone:+81-96-333-2485

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第4号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年（2026年）1月6日

熊本県知事 木 村 敬

1 落札に係る特定役務の名称

熊本県土木積算システム構築及び運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県土木部土木技術管理課技術管理班（熊本県庁行政棟本館11階）

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

3 落札者を決定した日

令和7年（2025年）12月10日

- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社リサーチアンドソリューション
福岡県福岡市博多区上呉服町12-33
- 5 落札金額
90,200,000円
(うち消費税及び地方消費税の額 8,200,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和7年(2025年)10月3日

熊本県公告第5号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月6日

熊本県知事 木村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の種類
熊本県次期庁内情報基盤システムの導入及び設定業務 一式
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班(熊本県庁行政棟新館9階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2143
ファックス番号 096-383-8211
- (3) 業務の内容
熊本県次期庁内情報基盤システムの導入及び設定業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 委託期間
契約を締結した日から令和13年(2031年)3月31日まで
- (5) 履行場所
熊本県が指定する場所
- (6) 入札方法
総合評価一般競争入札による。
- (7) 入札方式
この入札は、紙入札案件である。
- (8) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

(11) 低入札価格調査の設定

この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)1月16日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 仕様書の内容を満たしていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
 ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 仕様書を満たすことを証する書類及び添付書類
- (2) 提出方法
 (1) ア及びイに掲げる書類を書面で、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 公告の日から令和8年(2026年)1月26日(月)午後5時まで
- (4) 提出先
 1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
 競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
 1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)1月26日(月)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月17日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
 ア 日時 令和8年(2026年)2月17日(火)午前10時
 イ 場所 1(2)の入札・契約担当部局
 ウ 入札書及び技術提案書の提出方法
 入札書(代理人が入札するときは、入札書及び委任状)及び技術提案書をアの日時にイの場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和8年(2026年)2月16日(月)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
 開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)アの日時に(3)イの場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者がいない場合は、再入札を行うものとする。
 なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
 次のア及びイのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行つた入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行つたことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
 イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 (7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当することが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(3)の入札期間内とする。

1(2)の入札・契約担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 入札保証金

免除する。

5 落札者の決定方法

(1) 落札者決定基準

落札者の決定に当たっては、入札説明書で定めるところにより、入札金額に係る評価点（以下「価格点」という。）と技術提案書による提案内容に係る評価点（以下「技術点」という。）の合計点（以下「総合評価点」という。）により評価する。

(2) 落札者の決定方法

ア 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内の入札金額による有効な入札書を提出した者にあっては、総合評価のための技術提案書について評価を行う。

イ (1)で評価した価格点及び技術点の合計である総合評価点が最も高い者を落札者とする。ただし、本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、総合評価点が最も高い者であっても落札者とならない場合がある。

ウ イに該当する者が2者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とする。なお、技術点の最も高い者も2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に係る熊本県の職員にくじを引かせるものとする。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の内容全般（業務内容、仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班

電話番号 096-333-2143

イ ファックス番号 096-383-8211

ア 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

イ ファックス番号 096-381-9010

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

9 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Construction and Operation of the Next Internal Information Infrastructure for Kumamoto Prefecture Government Offices

(2) Date and Place for tender

Date: 10:00 a.m. February 17, 2026

Place: Kumamoto Prefectural Government Department of Planning and Development Digital Innovation Bureau System Reformation Division
(9th Floor of Prefectural Government New Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Government Department of Planning and Development
Digital Innovation Bureau System Reformation Division Digital Infrastructure team

Kumamoto Prefectural Government

(9th floor of Prefectural Government New Building)

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan

Phone: 096-333-2143

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

登載依頼

熊本県文化振興審議会公告第1号

令和7年度（2025年度）熊本県文化振興審議会の会議を次のとおり開催する。

令和8年（2026年）1月6日

熊本県文化振興審議会

1 開催日時

令和8年（2026年）1月19日（月）

午前10時から午前11時半まで（予定）

2 開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁 行政棟本館5階 審議会室

3 議題

(1) 令和7年度（2025年度）県の主な文化振興施策について（報告）

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行き、定員になり次第終了する（傍聴希望の場合は、事前に下記担当課に連絡すること）。

6 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県文化振興審議会事務局（熊本県観光文化部観光文化政策課）

（電話 096-333-2154）